

事業名：小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業

令和8年9月17日に公表した入札説明書等に関する
質問に対する回答(第1回)

令和8年10月15日
(令和8年10月19日訂正)

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	入札説明書	3	3	(3)	③		灯数	未LED道路照明及び新設LED道路照明灯数と工事数量総括表(施設更新業務)の灯数が合っていないのは何故でしょうか。	入札説明書の未LED道路照明(施設更新業務)5,743灯は現況灯数です。工事数量総括表(施設更新業務)のトンネル部における新設LED道路照明への更新灯数は、設計後の数量を想定しており、過年度実績に基づいた想定数量です。
2	入札説明書	3	3	(3)	③		設計業務: 対象灯数の増減	対象8,288灯は2026年3月31日時点の数量とされています。契約開始までの撤去・新設・故障等で数量や状態が変わった場合、対象施設と事業費をどの時点・手続で確定し、増減を精算しますか。	対象施設については、施設更新業務の事前調査業務の結果を受けて受発注者間で協議の上、設計変更の対象とします。事業費の精算については施設の完成・引渡し時となります。
3	入札説明書	3	3	(3)	③		設計業務: トンネル照明の設計後数量	20トンネル・4,179灯について、詳細設計の結果、灯具数、取付金具、配線、制御装置、受電設備等が入札時想定から変わる場合、どの範囲を設計変更・事業費変更の対象としますか。	設計業務の結果、灯具数、取付金具、配線、制御装置及び受電設備等について、入札時の数量又は仕様に変更が生じた場合は、受発注者間で協議の上、変更が生じた範囲を設計変更の対象とします。
4	入札説明書	3	3	(3)	③		施設更新業務: 既設設備の不具合	事前調査で、既設の柱・基礎、配線、分電盤、受電設備等に腐食・絶縁不良・強度不足が判明した場合、更新対象と費用負担をどのように判定しますか。入札時に含めるべき標準的な補修範囲があればご教示ください。	事前調査において、既設の照明柱・基礎、配線、分電盤及び受電設備等に腐食、絶縁不良又は強度不足等が確認された場合であっても、原則として本事業の対象には含まれません。本事業は道路照明施設のLED化を主目的としており、既存施設の補修は対象外としています。入札時にこれらの補修範囲を考慮する必要はございません。
5	入札説明書	3	3	(3)	③		施設維持修繕業務: 契約開始時の既設LEDの状態	契約直後から維持修繕対象となる既設LED 2,545灯について、引継ぎ時の不点灯・故障・経年劣化の確認方法と、引継ぎ時点で既に存在する不具合の修繕指示・費用精算方法をご教示ください。(導入品番、設置時期)	契約直後から引継ぎ時の不点灯・故障・経年劣化の確認は、初回の巡回業務で確認してください。既に存在している不具合の有無による対応は、受発注者間で協議の上、決定します。
6	入札説明書	3	3	(3)	③		事業期間区分	施設更新期間対象となっている未LED道路照明の施設維持修繕期間の対象とされないのはどのようなものでしょうか。	施設更新期間対象である未LED道路照明は、施設更新期間中に全て新設LED道路照明となるため、施設維持修繕期間の対象とはなりません。
7	入札説明書	3	3	(3)	③		事業期間区分	既設LED道路照明は、更新していないものも維持修繕に含まれますでしょうか。	既設LED道路照明は、入札公告時点ですでにLED化されている道路照明であり、更新していない道路照明はございません。
8	入札説明書	4	4	(1)	①		代表企業の役割	設計・施設更新・工事監理・維持修繕を、それぞれ資格を有する構成員が担当し、代表企業が事業統括・資金調達・契約管理を担う体制は認められるとの理解でよいでしょうか。代表企業自身に必要な業務別資格があればご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、代表企業が設計・施設更新・工事監理・維持修繕業務以外を担う場合は、(7)その他企業の参加資格要件が必要となります。
9	入札説明書	4	4	(1)	①		代表企業の役割	当社は代表企業として事業全体のマネジメントを実施し、対象物件の施工については、建設業許可を有する構成員が開発局に対して完成責任を負う形態で差し支えないか。	契約当事者である代表企業が完成責任を負います。共同企業体(甲型)の場合は、代表企業及び構成員すべての契約当事者が完成責任を追います。
10	入札説明書	4	4	(1)	③		SPCを設立しない場合	全構成員が入札説明書4(1)③ア～ウを満たす場合、SPCを設立せず応募グループのまま事業契約を締結できますか。その場合の契約当事者、構成員間の責任形態、施設更新費の割賦払いの受領主体をご教示ください。	4(1)③ア～ウを満たす場合、SPCを設立せず応募グループとして参加可能です。この場合、契約当事者は共同企業体(甲型)または代表企業となります。また、責任形態については、契約事業者にて整理してください。施設更新費の割賦払いの受領主体は契約当事者となります。
11	入札説明書	4	4	(1)	③		SPCを設立しない場合	SPCを設立せずにコーポレートファイナンスで事業を実施する場合、倒産リスクを考慮し資金調達先を複数社に分割することは認めていただけますでしょうか。	資金調達先を複数社に分割することは可能です。
12	入札説明書	5	4	(1)	⑤		協力企業と下請負人の位置づけ	入札説明書4(1)⑤では、協力企業を「SPCに出資せず、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者」としています。一方、実施方針等に関する質問No.20・21への回答から、同一応募グループ内の企業間に下請関係を設定することは可能と理解しています。当社は、主要な施工協力会社を応募グループの協力企業として明記しつつ、施設更新業務については当社から下請発注する体制を検討しています。この場合、当該協力企業がSPCと直接契約を締結せず、代表企業又は他の構成企業から業務の一部を下請負する体制も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	施設更新業務の協力企業として明記した企業については、当該企業が施設更新業務を担当する協力企業であることを前提としているため、SPCと直接契約を締結するものとします。よって、当該企業が代表企業又は施設更新業務の構成員から施設更新業務の一部を下請する体制は認めません。なお、当該協力企業が代表企業又は他業務の構成員から、施設更新業務以外の業務の一部を下請することは認めます。
13	入札説明書	5	4	(1)	⑤・⑥		施設更新業務における協力企業への下請発注	当社は、代表企業兼施設更新企業としてSPCから施設更新業務を請け負い、同一応募グループ内の協力企業である電気工事会社に、現地調査、灯具更新、配線・盤改修、撤去・処分、試験調整、台帳更新等の一部を下請発注する体制を検討しています。この体制は、実施方針等に関する質問No.20・21への回答に照らし、認められるとの理解でよいでしょうか。また、当該協力企業はSPCと施設更新業務に関する直接契約を締結せず、当社との下請契約のみを締結する形で差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
14	入札説明書	5	4	(1)	⑤・⑥		施設更新業務の分担と様式4への記載	前問の体制が認められる場合、様式4「応募企業又は応募グループ構成表」の当該協力企業の「本事業における役割」欄には、「施設更新業務のうち、現地施工等を代表企業の下請として実施」等、下請関係及び担当範囲を具体的に記載すればよいでしょうか。 また、SPCから施設更新業務を直接請け負う企業と、その企業から下請負する協力企業とを区分して記載する必要がある場合、記載方法をご教示願います。	様式4については下請企業の記載は不要です。
15	入札説明書	5	4	(1)	⑤・⑥		同一企業が直接受託と下請を兼ねる場合	同一の協力企業が、例えば施設維持修繕業務をSPCから直接受託又は請け負う一方、施設更新業務については施設更新企業の下請負人として一部を実施する体制は認められるでしょうか。 認められる場合、様式4及び第一次審査提出書類において、SPCから直接受託する業務と他の選定企業から下請負する業務とを区分し、それぞれの契約関係及び担当範囲を明記すればよいかが教示願います。	応募グループの協力企業が、担当業務についてはSPCから直接受託又は請け負い、他の業務については応募グループ内の構成員又は協力企業から業務の一部を下請負する体制を構成することは可能です。 様式4及び第一次審査提出書類においては、SPCから直接受託する業務について記載してください。下請業務については記載不要です。
16	入札説明書	5	4	(1)	⑤・⑥		灯具メーカー・販売代理店等の応募上の位置づけ	LED道路照明灯具のメーカー、販売代理店又は資材商社が、灯具・資材の製造又は納入のみを行い、4業務を受託又は請け負わない場合、当該企業を構成企業又は協力企業として明記せず、施設更新企業の資材調達先として取り扱うことでよいでしょうか。 また、製品選定支援、技術資料の提出又は現地での製品取扱説明を伴う場合も、通常の製品供給に付随する範囲であれば同様にご教示願います。	LED道路照明灯具のメーカー、販売代理店又は資材商社が、灯具・資材の製造又は納入のみを行い、4業務を受託又は請け負わない場合、当該企業を構成企業又は協力企業として明記せず、施設更新企業の資材調達先として取り扱うことでよいです。 また、製品選定支援、技術資料の提出又は現地での製品取扱説明を伴う場合も、通常の製品供給に付随する範囲であれば、同様の取扱いとします。
17	入札説明書	5	4	(1)	⑤～⑦		協力企業・地元施工会社	灯具設置や維持修繕の一部を担う地元企業を、構成員ではなく施工企業の下請企業として参加させる場合、第一次審査時に企業名と担当範囲を確定する必要がありますか。契約後の追加・交代の取扱いもご教示ください。	下請企業について、第一次審査時に企業名と担当範囲を確定する必要はありません。ただし、地元企業の採用について提案する場合は、その内容が分かるよう提案書に記載してください。 契約後の下請企業の追加・交代については、要求水準書に示す施工体制台帳及び施工体制に関する関連書類を修正し小樽開発建設部に提出してください。
18	入札説明書	5	4	(1)	⑤～⑦		第一次審査提出後の協力企業の契約形態の変更	第一次審査提出時に、ある企業をSPCから業務を直接受託又は請け負う協力企業として様式4に記載した後、第二次審査提出書類の提出までの間に、当該企業の担当業務及び応募グループへの参加を維持したまま、契約形態のみを、SPCとの直接契約から代表企業又は他の選定企業との下請契約へ変更することは可能でしょうか。反対に、第一次審査提出時に下請として記載した協力企業を、SPCから直接業務を受託又は請け負う協力企業へ変更することは可能でしょうか。 これらは入札説明書4(1)⑦の「構成員の変更」には該当せず、企業自体に変更がなければ、担当範囲及び契約関係を明確にした上で、発注者との協議又は届出により変更できるとの理解でよいでしょうか。必要な手続及び提出書類をご教示願います。	第一次審査提出書類において示したSPC、構成員及び協力企業の契約関係並びに実施体制について、第二次審査提出書類の提出までの間に、変更することは認めません。
19	入札説明書	5	4	(1)	⑥		施設更新企業から設計企業への設計・施工支援業務の委託	当社は施設更新企業を予定していますが、設計企業の参加資格要件を満たさないため、設計業務そのものを実施することは想定していません。設計業務は、参加資格要件を満たす設計企業がSPCから直接受託し、設計成果物全体の責任を負う想定です。 その上で、設計と施工の不整合や手戻りを防止し、設計・調達・施工を一体的に調整する観点から、施設更新企業が当該設計企業に対し、施設更新業務に付随する施工性検討、施工計画への反映、施工図作成補助、現地条件・数量の確認等の設計・施工支援業務を別途委託する体制は認められるでしょうか。認められる場合、両業務の範囲、成果物及び責任分界を契約上明確にすればよいでしょうか。	ご記載の設計・施工支援業務を別途委託する体制は認めます。ただし、当該業務は事業者の提案事項であり、入札時積算内訳書には含みません。成果物等の責任は、契約当事者が負うものとします。
20	入札説明書	5	4	(1)	⑥		施設更新企業によるEPC統括	本事業では設計業務と施設更新業務が別契約となる一方、設計内容を調達・施工へ確実に反映し、工程、数量、施工性、品質及び安全を一体的に調整する必要があると考えています。 このため、SPCから施設更新業務を直接請け負う代表企業が、設計企業・施設更新企業・工事監理企業等の間の工程、調達、施工性、数量、品質、安全、変更及びインターフェースを横断的に調整する「EPC統括業務」を担うことは認められるでしょうか。 なお、設計責任及び工事監理企業の独立した監理責任は代替又は制約しない想定です。	代表企業がご記載の「EPC統括業務」を担うことは認めます。ただし、当該業務は事業者の提案事項とします。 応募時に提出する様式4に役割分担を記載してください。 なお、本事業において設計業務と施設更新業務は別契約ではありません。
21	入札説明書	5	4	(1)	⑥		EPC統括業務の位置づけと様式4への記載	前問のEPC統括業務が認められる場合、同業務は、入札説明書4(1)⑥の「3(3)②に掲げる業務以外の業務」に該当するとの理解でよいでしょうか。 また、代表企業が施設更新業務と併せてEPC統括業務を担う場合、様式4の代表企業の「本事業における役割」欄に、施設更新業務とは区分してEPC統括業務の内容を記載すればよいでしょうか。固有の参加資格要件がある場合は、併せてご教示願います。	ご理解のとおりです。 代表企業がEPC統括業務を担う場合の参加資格要件は、「4(2)応募者共通の参加資格要件」、「(7)その他企業の参加資格要件」とします。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
22	入札説明書	5	4	(1)	⑥		EPC統括と設計・工事監理の責任分界	代表企業兼施設更新企業がEPC統括業務を担う場合、設計成果物の作成・照査・承認に係る判断及び工事監理上の適合確認・指摘・報告に係る判断は、各企業に留保し、EPC統括業務の対象外とする想定です。 一方、EPC統括業務として、工程調整、会議招集、情報・資料の提出依頼、設計・調達・施工間の課題整理及び変更管理を行うことは、工事監理業務と施設更新業務の独立性に抵触しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご記載の「EPC統括業務」は事業者の提案事項であるため、事業者にてご判断ください。
23	入札説明書	5	4	(1)	⑥		EPC統括と工事監理企業との連絡・調整範囲	工事監理企業の独立性を確保した上で、EPC統括業務として、工事監理企業に対する工程情報及び設計・施工情報の提供、会議への出席依頼、監理上の指摘事項に関する対応状況の取りまとめ、並びにSPCへの報告資料の集約を行うことは可能でしょうか。 なお、工事監理上の適合確認、是正指示の要否及び発注者への報告内容に係る判断は、工事監理企業が独立して行う想定です。	ご記載の「EPC統括業務」は事業者の提案事項であるため、事業者にてご判断ください。
24	入札説明書	5	4	(1)	⑥		施設更新業務を複数企業で実施する場合の契約形態	入札説明書4(1)⑥では、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することが認められています。施設更新業務を複数企業で実施する場合、担当範囲及び完成責任を明確にすれば、①各企業が施設更新企業としてSPCとそれぞれ直接契約する形、又は②一企業が施設更新企業としてSPCと直接契約し、他の企業がその下請負人となる形のいずれも選択可能かご教示願います。	いずれも選択可能です。
25	入札説明書	5	4	(1)	⑥		PFI事業管理・SPC運営支援業務の位置づけ	資金調達支援、財務モデル、会計・資金管理、会社運営、契約管理及びモニタリング資料作成等のPFI事業管理・SPC運営支援業務は、入札説明書4(1)⑥の「3(3)②に掲げる業務以外の業務」に該当するとの理解でよいでしょうか。 当該企業がSPCに出資し、SPCから直接受託する場合は構成企業として、SPCに出資せず直接受託する場合は協力企業として、様式4に具体的な役割を記載すればよいかがご教示願います。	ご理解のとおりです。当該企業がSPCに出資し、SPCから直接受託する場合は構成員として、SPCに出資せず直接受託する場合は協力企業として、様式4に具体的な役割を記載してください。
26	入札説明書	5	4	(1)	⑥		EPC統括業務における調整権限	代表企業兼施設更新企業がEPC統括業務を担う場合、SPCと各業務実施企業との契約において、工程・インターフェースの調整、会議招集、情報・資料の提出依頼、課題管理及び対応状況の取りまとめを行う権限を定めることは可能でしょうか。 なお、設計成果物の作成・照査・承認、工事監理上の適合確認・指摘・報告、その他各業務実施企業が法令上又は契約上独立して負う責任及び判断権限は、各企業に留保する想定です。	ご記載の「EPC統括業務」は事業者の提案事項であるため、権限は事業者にてご判断ください。責任は契約当事者が負います。
27	入札説明書	5 9	4	(1) (3)	⑥		設計業務と設計・施工支援業務の契約区分	設計企業が、①SPCから設計業務を直接受託し、設計成果物全体の責任を負うとともに、②施設更新企業から施設更新業務に付随する施工性検討、施工計画への反映、施工図作成補助等の設計・施工支援業務を別途受託する場合、両業務を契約上明確に区分し、①の管理技術者・照査技術者の責任及び成果物の帰属を明確にすればよいでしょうか。 また、②を受託することにより、設計企業の参加資格、設計業務の独立性又は実施体制に支障が生じることはないとの理解でよろしいでしょうか。	ご記載の設計・施工支援業務を別途委託する体制は認めます。ただし、当該業務は事業者の提案事項であり、入札時積算内訳書には含みません。成果物等の責任は、契約当事者が負うものとします。設計・施工支援業務を別途委託することは、事業者の提案事項であるため、設計企業の参加資格、設計業務の独立性又は実施体制に支障が生じるか否かは、事業者にてご判断ください。
28	入札説明書	11	4	(4)			応募グループ内の下請企業に求められる参加資格	前問までの体制が認められる場合、施設更新企業から施設更新業務の一部を下請負する「応募グループの協力企業」についても、入札説明書4(4)①から⑤までに定める施設更新企業の参加資格要件を全て満たす必要があるでしょうか。 それとも、同要件はSPCから施設更新業務を直接請け負う施設更新企業に適用され、当該協力企業が下請負人として業務を実施する範囲では、建設業法その他関係法令及び事業契約書(案)第17条等に基づく要件を満たせばよいでしょうか。 本問は、応募グループの協力企業として明記することにより、応募グループ外の下請負人と異なる参加資格要件が生じるかを確認する趣旨です。	入札説明書4(4)①から⑤までに定める施設更新企業の参加資格要件は、応募グループの構成員に関する要件であり、応募グループ外の下請負人には適用されません。 ただし、当該下請負人は、担当する業務内容に応じて必要な建設業許可その他の法令上の要件を満たすとともに、事業契約書(案)その他関係書類の規定に従い業務を実施する必要があります。
29	入札説明書	20	6	(1)			第一次審査と同時提出の見積書	入札説明書6(1)にある第一次審査時の「見積書」(様式17-1、17-2)は、参加資格審査、予定価格の作成、後日の入札価格のいずれに使用されますか。また、後日の入札価格・内訳を当該見積書から変更することは可能ですか。	第一次審査時に提出する「見積書」(様式17-1、17-2)は、予定価格の作成に使用します。様式16に記載のとおり、様式17-1及び17-2は職種ごとの工数を記載するものであり、単価及び金額の記載は求めています。したがって、当該見積書の提出内容が、後日提出する入札書等を拘束するものではありません。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 入札説明書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
30	入札説明書	22	8	(1)			第2回質問受付の対象範囲	第2回質問受付は、第1回質問回答又は入札説明書等の修正により新たに生じた疑義に限定されず、第1回受付時に質問できなかった事項、並びに競争参加資格審査結果の通知後、第二次審査提出書類、技術提案、入札価格及び資金調達計画等の具体化に伴い生じた入札説明書等全般に関する質問も受け付けられるとの理解でよいかが教示願います。	ご理解のとおりです。
31	入札説明書	26	12	(2)	③		契約保証金	契約保証金の各業務費の税込み金額の10分の1となりますでしょうか。それとも税抜き金額の10分の1でしょうか。	契約保証金の納付に代わる担保の提供は、各業務費(税込)の合計額の10分の1以上となります。
32	入札説明書	28	15	(3)	③		開札	開札に関して予定価格と記載があるが予定価格は公表していただけないでしょうか。	予定価格の公表は行いません。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業契約書(案)	2	第1章	第4条	1		規定の適用関係	1 共同企業体(甲型)を組成の上契約当事者となる場合には、関連する必要な規定を追加します。 の項目は4でしょうか。	脚注1は第4条第4項ではなく、事業契約書(案)全体に対する注記です。
2	事業契約書(案)	4	第2章	第9条	1		契約の保証	契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、各業務費の税込みの10分の1でしょうか。それとも税抜きの10分の1でしょうか。	契約保証金の納付に代わる担保の提供は、各業務費(税込)の合計額の10分の1以上となります。
3	事業契約書(案)	10	第2章	第15条	3		EPC統括業務契約の承諾手続	代表企業兼施設更新企業がEPC統括業務を担う場合、SPCと代表企業との間では、施設更新業務契約にEPC統括業務を含めて契約することが可能でしょうか。それとも、施設更新業務契約とは別にEPC統括業務契約を締結する必要があるでしょうか。また、別契約とする場合、当該契約は事業契約書(案)第15条第3項に基づく契約書案の提示及び発注者の承諾の対象となるかご教示願います。	代表企業および施設更新企業がご記載の「EPC統括業務」を担うことは認めます。ただし、当該業務は事業者の提案事項であり、入札時積算内訳書には含みません。事業者提案事項であるため、当該業務の契約締結方法については貴社にてご判断ください。応募時に提出する様式4に役割分担を記載してください。 なお、「EPC統括業務」を別契約とする場合、当該契約は事業契約書(案)第15条第3項に基づく契約書案の提示及び発注者の承諾の対象となります。
4	事業契約書(案)	11	第2章	第16条	1		設計業務の主たる部分と再委託可能範囲	事業契約書(案)第16条第1項にいう「設計業務の全部若しくはその主たる部分」に該当する業務の考え方をご教示ください。 設計企業がSPCから設計業務を直接受託し、管理技術者及び照査技術者を配置して成果物全体の責任を負うことを前提に、現地調査、既設資料整理、照明計算、施工性検討又は図面作成の一部を、同一応募グループ内の施設更新企業又はその下請企業に再委託することは可能でしょうか。 本問は、前問とは逆方向の再委託について許容範囲を確認する趣旨です。	「設計業務の全部」とは設計業務全体を指し、「主たる部分」とは要求水準書第2. 1. (2). 3). ①に示す業務を指します。設計企業がSPCから設計業務を直接受託し、設計業務に関する責任を負うことを前提として、事業契約書(案)第16条に定める一括下請負の禁止に抵触しない範囲において、その業務の一部を同一応募グループ内の施設更新企業又はその下請企業に再委託することは可能です。なお、成果物等の責任は、契約当事者が負うものとします。
5	事業契約書(案)	11	第2章	第16条	2		施設更新業務における一括下請負禁止の判断単位	事業契約書(案)第16条第2項にいう「本件工事の全部若しくはその主たる部分」又は「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」に該当するか否かは、事業全体、路線、トンネル・覆道、個別施設又は工種のいずれを単位として判断するのでしょうか。 代表企業兼施設更新企業が、施設更新業務全体の施工計画、工程、品質、安全及び完成責任を負った上で、複数のトンネル・覆道又は工種ごとに協力企業へ下請発注する場合の許容範囲をご教示願います。	事業契約書(案)第16条第2項にいう「本件工事の全部若しくはその主たる部分」又は「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」については、建設業法その他関係法令及び関連通知に基づき判断されます。 具体的には、「請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自ら施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合」又は「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自ら施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合」は、一括下請負に該当します。 代表企業兼施設更新企業が、施設更新業務全体について、施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等に実質的に関与し、複数のトンネル・覆道又は工種ごとに協力企業へ下請発注することは可能です。
6	事業契約書(案)	11	第2章	第17条	1		協力企業との下請契約に係る事前承諾手続	応募時に様式4へ協力企業として明記した企業が、SPCから業務を直接受託又は請け負わず、施設更新企業の下請負人として施設更新業務の一部を実施する場合も、事業契約書(案)第17条第1項に基づき、下請契約締結予定日の14日前までの通知、契約書案の提示及び発注者の承諾が必要との理解でよいでしょうか。 また、事業期間中を対象とする包括的な下請契約について承諾を得た場合、契約内容に変更がない限り、年度ごとの再承諾は不要かご教示願います。	応募時に様式4へ協力企業として記載した企業であっても、当該企業が選定企業から業務の一部を受託し、又は請け負う場合は、事業契約書(案)第17条第1項の対象となり、同項に定める通知、契約書案の提示及び発注者の承諾が必要です。 また、事業期間を対象とする包括的な契約について事前に承諾を得た場合は、当該契約内容に変更がない限り、年度ごとの再承諾は不要です。
7	事業契約書(案)	15	第2章	第23条	3		事業費の確定	各トンネルに係る設計業務の完了の都度、事業費の内訳を修正し、確定するとありますが、協議に燃り、金額の総額を変更することも可能と間違って良いでしょうか。	各トンネルに係る設計業務の完了の都度、事業費の内訳を修正し、確定したものは、受発注者間の協議の上、設計変更の対象とします。
8	事業契約書(案)	15	第2章	第23条	3		事業費の確定	協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、事業者へ通知するとありますが、協議により決定すると変更いただけないでしょうか。また、少なくとも14日では十分な協議ができないと考えられます。発注者側で決定する場合も、30日以上協議時間をいただけないでしょうか。	要求水準書において、設計業務については各段階で打合せを実施することとしております。そのため、設計業務の結果を踏まえた事業費内訳の修正についても、14日以内の協議により対応可能と考えていることから、原案のとおりとします。
9	事業契約書(案)	24	第4章	第48条	2		施設更新業務の実施	各構成企業・協力企業ごとに現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置するかご教示願います。	施設更新業務を複数企業で実施する場合は、企業ごとに主任技術者又は監理技術者を配置してください。 ただし、現場代理人については、企業ごとに専任で配置する必要はありません。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
10	事業契約書(案)	29	第4章	第56条			技術提案の履行	第56条は事業提案の「工期短縮によるCO2削減効果の提案」に関連する履行内容です。工期短縮を提案するにあたり令和9年度から令和12年度までの施設更新業務期間において小樽開発建設部で予定されている道路やトンネルでの本事業以外の工事予定やリフレッシュ工事期間の有無等の工事短縮を計画するうえで回避が必要なクリティカルパスとなる情報の提示をお願いできないでしょうか。 第56条第4項について、他の大規模工事や道路災害等により当該現場での工事着手が遅れたために工期短縮ができなかった場合には協議のうえペナルティーは免責として扱っていただけないでしょうか。	令和9年度から令和12年度までのリフレッシュ工事等の工事予定については、現時点では実施内容や期間が確定していないため、お示しできません。 また、通行止めを実施する際は、その都度報道発表を行っていますので、これまでの交通規制の実施期間等については既往の報道発表資料を参考としてください。 ※(参考)令和8年度報道発表資料 https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/release/a8pgkh0000008yqm.html 第56条第4項の違約金は、技術提案を行った事業者が、自らの帰責事由により、事前調査業務完了時に同条第1項の通知を行わない場合に生じるものであり、工期短縮を達成できなかったことを理由として生じるものではありません。同項の通知後、事業者の責めに帰すことのできない事由により変更後完成予定日までに完成できない場合は、事業契約書(案)の関係規定に基づき、完成予定日の変更その他必要な措置について、発注者と事業者で協議の上定めます。
11	事業契約書(案)	32	第7章	第64条	1		施設更新等業務費の支払	請求書を出すタイミング・支払うタイミングを具体的にご教示いただきたい。	請求書は、検査完了日から起算して2営業日以内に提出してください。支払は、請求書受領後30日以内を予定しています。事業費の算定及び支払方法を修正します。
12	事業契約書(案)	32	第7章	第64条	2		施設更新等業務費の支払	請求書を出すタイミング・支払うタイミングを具体的にご教示いただきたい。	請求書は、各事業年度の翌月末(ただし、初回は令和14年4月30日とする。)までに提出してください。支払は、請求書受領後30日以内を予定しています。事業費の算定及び支払方法を修正します。
13	事業契約書(案)	33	第7章	第65条	1		施設維持修繕業務費及びその他費用の支払	請求書を出すタイミング・支払うタイミングを具体的にご教示いただきたい。	請求書は、検査完了日から起算して2営業日以内に提出してください。支払は、請求書受領後30日以内を予定しています。事業費の算定及び支払方法を修正します。
14	事業契約書(案)	33	第7章	第65条	2		施設維持修繕業務費及びその他費用の支払	請求書を出すタイミング・支払うタイミングを具体的にご教示いただきたい。	請求書は、検査完了日から起算して2営業日以内に提出してください。支払は、請求書受領後30日以内を予定しています。事業費の算定及び支払方法を修正します。
15	事業契約書(案)	45	第8章	第81条			契約不適合責任	「既設LED道路照明及び新設LED道路照明」に関する契約不適合責任の請求権を発注者に付与することは以下の理由から不適当と考えますので第81条は削除していただけないでしょうか。 【理由】 既設LED道路照明は本PFI事業契約時点で既にLED化されている道路照明であり、事業者には灯具や施工に関する責任が無いため。新設LED道路照明に関する契約不適合責任は、本契約書27ページ～29ページに規定されているため。	第81条につきましては、原案のとおりとします。理由は下記のとおりです。 まず第81条は、施設維持修繕業務が終了した後の契約不適合責任を定めるものであり、施設更新業務が終了した後の契約不適合を定める事業契約書(案)第55条とは性質が異なります。 施設更新業務で新設したLED道路照明については、施設更新業務完了後、施設維持修繕業務の対象となります。このため、施設更新業務に係る契約不適合責任については第55条が、施設維持修繕業務に係る契約不適合責任については第81条が、それぞれ適用されます。 なお、既設LED道路照明に対する工事は「元の状態に回復する工事」としております(要求水準書第5. 1. (1))。よって、事業者は、既設LED道路照明を施設維持修繕業務開始時の状態に回復すれば足り、既設灯具の品質及び施工に係る責任までは負いません。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	要求水準書	5	第1	11	(2)	4)		3行目に「また、業務計画書及び工事施工計画書へ記載すること。」の「工事施工計画書」は「施工計画書」の誤記ではないでしょうか。	ご指摘の箇所について、正しくは「施工計画書」となります。要求水準書を修正します。
2	要求水準書	11	第1	21	(2)		工事期間	事業対象区間において、リフレッシュ工事期間が設定されている区間があれば、当該区間の路線名、キロポスト、現地作業条件(設計業務の現地調査や更新工事の事前調査、更新工事等が行える時期や時間帯)についてご教示願います。	令和9年度から令和12年度までのリフレッシュ工事等の工事予定については、現時点では実施内容や期間が確定していないため、お示しできません。 また、通行止めを実施する際は、その都度報道発表を行っていますので、これまでの交通規制の実施期間等については既往の報道発表資料を参考としてください。 ※(参考)令和8年度報道発表資料 https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/release/a8pgkh0000008yqm.html
3	要求水準書	23	第2	1	(2)	2)③	安全等の確保	「業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を小樽開発建設部と協議するものとする。」との記述について、小樽開発建設部と協議の結果、交通誘導警備員の配置が認められた場合には、配置した交通誘導警備員配置に要した費用は設計変更協議の対象としていただけますでしょうか。	交通誘導警備員の配置計画を受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。要求水準書を修正します。
4	要求水準書	35	第3	4				施設更新時、管理番号表示シートの更新は含まれるかご教示願います。	含まれません。
5	要求水準書	36	2					引込開閉器盤について 単線結線図および外形図が見当たりませんでした。今後の配布予定はありますでしょうか。	見積参考資料に参考図の記載があります。単線結線図は、見積参考資料に追加します。
6	要求水準書	38	第3	4	(5)		交通規制等の費用	トンネル内の通行規制、夜間施工、警備員、道路管理者・警察との協議に要する費用について、入札時に見込む標準条件と、発注者の指示や現地条件によって条件が変わった場合の設計変更の取扱いをご教示ください。	交通誘導警備員については、規制区間ごとに交通誘導警備員A(昼間)1名及び交通誘導警備員B(昼間)5名を配置することとし、官積算において必要期間を見込んでいます。道路管理者との打合せに要する費用については、設計業務及び工事監理業務においては打合せ費として別途計上しています。施設更新業務及び施設維持修繕業務については、共通経費に含まれています。 警察との協議に要する費用については、全ての業務において共通経費に含まれています。発注者の指示又は入札時に想定した現地条件から変更が生じた場合は、受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
7	要求水準書	38	第3	5			撤去品の特殊処理	撤去灯具・安定器等に、PCB等、通常の産業廃棄物処理とは異なる調査・分別・処理を要するものが判明した場合、追加調査と処理費用は設計変更の対象になりますか。発注者が把握する対象物の情報があれば提示をお願いします。	撤去する灯具・安定器等について当初想定していない対象物が判明し、通常の産業廃棄物処理とは異なる調査、分別又は処理が必要となった場合は、追加調査及び処理に要する費用について、受発注者間で協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。 なお、高濃度PCB含むものについては、全て処理を完了しています。
8	要求水準書	44～45	第5	1	(2)	2) 8)	一般事項	要求水準書の施設維持修繕業務には施工計画書の作成が規定されています。一方、事業契約書30ページ第58条(施設維持修繕業務の実施計画)の1行目には「事業者は、別紙4に定めるところにより施設維持修繕業務に係る施設維持修繕業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。」との記述があります。要求水準書の「施工計画書」と事業契約書の「施設維持修繕業務計画書」は同じ内容で作成するのでしょうか。 なお、別紙4(入札説明書の添付5による。)の「業績等の監視及び改善要求措置要領」には、「施設維持修繕業務計画書」が規定されておりません。	事業契約書(案)「別紙2 用語の定義」番号38において、施設維持修繕計画書は「施設維持修繕業務に関する計画書をいい、その内容の詳細は要求水準書による。」と定義しています。そのため、要求水準書の施工計画書及び(添付5)業績等の監視及び改善要求措置要領の計画書(業務計画書、施工計画書)を含むものです。
9	別紙2 道路照明施設一覧	30					業務範囲 設計業務	「詳細設計対象(修正)」と「詳細設計対象」との違いはどのようなものかご教示願います。	「詳細設計対象(修正)」は、既存の設計成果を基に修正設計を行うものを示しています。「詳細設計対象」は、既存の設計成果がなく、新たに詳細設計を行うものを示しています。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 様式集及び記載要領に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	様式集及び記載要領	16～17	様式4				応募企業又は応募グループ構成表	会社としての代表者に限らず国土交通省様に登録している契約代理人と届出印で記載することでも宜しいでしょうか。	様式4については、会社の代表者氏名を記載してください。なお、届出印は不要です。
2	様式集及び記載要領	16～17	様式4				応募企業又は応募グループ構成表	施設更新業務をエリアを分けて複数企業で行う想定として、施設更新業務を担う複数企業の「本事業における役割」は入札説明書2頁(3)②イの(ア)～(キ)の7項目全てが重複していても問題ないかご教示願います。	問題ございません。
3	様式集及び記載要領	16～17	様式4				4業務以外の役割に関する様式4への記載	様式4の「本事業における役割」欄に、PFI事業管理・SPC運営支援、資金調達支援又はEPC統括等、4業務以外の役割を記載する場合、担当内容に加え、契約相手、SPCへの出資の有無及びSPCからの直接受託又は他の選定企業からの下請・再受託の別まで記載する必要があるでしょうか。推奨する記載方法をご教示願います。	PFI事業管理・SPC運営支援、資金調達支援、EPC統括等を担当する企業については、当該業務をSPCから直接受託する場合は、SPCへの出資の有無に応じて、様式4の「構成員」又は「協力企業」の欄に記載してください。 「本事業における役割」欄には、当該企業が担当する業務内容を具体的に記載してください。なお、構成員又は協力企業から業務の一部を下請又は再受託する企業については、様式4への記載は不要です。
4	様式集及び記載要領	18	様式5				委任状	会社としての代表者に限らず国土交通省様に登録している契約代理人と届出印で記載することでも宜しいでしょうか。	様式5については、会社の代表者氏名を記載してください。なお、届出印は不要です。
5	様式集及び記載要領	20～33	様式6～15				4業務を直接担当しない企業の第一次審査提出書類	PFI事業管理・SPC運営支援、資金調達支援又はEPC統括のみを担当し、4業務を直接担当しない構成企業又は協力企業については、様式7から14までの実績・配置予定技術者に関する書類は提出不要でしょうか。 提出不要の場合、非該当である旨を記載した様式を提出する必要があるか、また、様式15の添付資料ⅠからⅩのうち当該企業に該当しない資料の取扱いをご教示願います。	PFI事業管理・SPC運営支援、資金調達支援又はEPC統括のみを担当する者は、「その他企業」の参加資格要件を満たすこととなるため、様式7から14までの実績・配置予定技術者に関する書類は提出不要です。また、非該当である旨を記載した様式の提出も不要です。 なお、様式15の提出対象外の書類については、「応募者確認」欄に「該当なし」等、その旨が分かるよう明示してください。
6	様式集及び記載要領	33	様式15				添付資料提出確認書	法人税納税証明書並びに消費税納税証明書は様式3の3で宜しいでしょうか。	よろしいです。納税証明書(その3の3)を提出してください。
7	様式集及び記載要領	33	様式15	VII			消費税納税証明書	法人税納税証明書及び消費税納税証明書として提出する納税証明書その3の3についてです。納税証明書を交付された際に以下のただし書きがあっても公告及び申請資料提出日において未納の税額はないことから、問題無いと考えてよろしいでしょうか。 1 法人税について未納の税額はありません。 2 消費税及び地方消費税には未納の税額はありません。 ただし、上記の消費税及び地方消費税には、納期限が未到来の未納税額として、国税通則法第16条の規定により納付すべき税額が確定した、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日の課税期間に係る中間申告分〇〇〇円があります(納期限:【第一次審査資料提出期限以降の日付】)	問題ございません。
8	様式集及び記載要領	33	様式15				部数	欄外「※1 正本1部以外は、複写での提出でも構わない。」につきまして、正本1部として必要なものはⅣ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶの認識でよろしいでしょうか。 また、Ⅰにつきましては製本されたものでなく、パンフレットのデータを印刷したもので問題ないかご教示願います。	正本1部のうち、Ⅳは直近の定款の写しに原本証明を付したものを、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧは入札公告日以降に交付された原本を提出してください。 また、Ⅰの会社概要については、パンフレットの電子データを印刷したものでも問題ございません。様式集を修正します。
9	様式集及び記載要領	55	様式28-5				注)5	「函館開発建設部からの収入」と記載あるが、「小樽開発建設部」の誤記載でしょうか。	正しくは「小樽開発建設部」です。様式集を修正します。
10	様式集及び記載要領	67	様式32-5	⑤	①		CO2削減効果の提案	提案値と最大提案値の違いをご教示願います。	「提案値」は、各入札参加者が提案する工期短縮月数に、計算条件に示す1か月当たりのCO2削減量を乗じて算出したCO2削減量です。 「最大提案値」は、全入札参加者の提案値のうち、最も大きい値をいいます。 正しくは「提案最大値」です。様式集を修正します。
11	様式集及び記載要領	69	様式32-7	⑦	①		定格寿命の提案	当該提案値と提案最大値の違いをご教示願います。	「当該提案値」は、各入札参加者が提案するLEDモジュール定格寿命です。 「提案最大値」は、全入札参加者の提案値のうち、最も大きい値をいいます。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業者等が付す保険等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業者等が付す保険等	3	第2	2			工事保険	所有権は貴局となり、保険については事業者が貴局から委任を受けて加入するという認識でよろしいですか。	工事保険については、発注者から委任を受けて加入するものではありません。保険契約者は事業者又は施設更新企業とし、保険契約を締結するものとします。
2	事業者等が付す保険等	4	第2	2	(3)		付保条件	①～⑦の内容を対応できる場合は、工事保険に限らず動産総合保険のような別の保険を付保することも問題ないですか。	問題ございません。
3	事業者等が付す保険等	4	第2	3			第三者賠償責任保険	所有権は貴局となり、保険については事業者が貴局から委任を受けて加入するという認識でよろしいですか。	第三者賠償責任保険については、発注者から委任を受けて加入するものではありません。保険契約者は事業者とし、保険契約を締結するものとします。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業費の算定及び支払方法に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業費の算定及び支払い方法	1	第1	1	(1)	②ア	施設更新等業務費	割賦原価については税込の金額を割賦原価として割賦金利を計算することで良いでしょうか。	施設更新等業務費(割賦払分)については消費税を含みますが、施設更新等費(割賦原価)については消費税抜きで計算してください。詳細は「添付6 事業費の算定及び支払い方法」p.3をご参照ください。
2	事業費の算定及び支払い方法	2～3	第1	2			事業費の内訳	施設更新等業務費の「事前調査費」及び「道路照明台帳更新費」については、事業者の見積を計上すればよろしいでしょうか。	「様式集及び記載要領」様式28-7の「事前調査費」及び「道路照明台帳更新費」には、応募者の積算結果に基づく金額を、それぞれ計上してください。 なお、入札時積算数量図面書においては、「事前調査費」は共通仮設費に含み、「道路照明台帳更新費」は共通仮設費(技術管理費)の「道路施設基本データ作成費」として計上しています。応募者は、これらの費用について、入札時積算数量書で示した積算条件を踏まえ、様式28-7に計上してください。
3	事業費の算定及び支払い方法	4	第1	2			維持修繕の入札価格との区分	添付6では道路照明施設維持修繕費を入札価格に含めず、毎年度の設計変更で支払うとされています。月1回の夜間巡回時に行う軽微な修理・現地作業について、巡回費に含む作業と、別途精算する修繕作業の境界をご教示ください。	巡回費に含む作業については、不具合の原因調査及び機材の調達を要しない現地作業とします。本記載以外の補修等については、受発注者間の協議の上、道路照明施設維持修繕業務の設計変更の対象となります。要求水準書を修正します。
4	事業費の算定及び支払い方法	9～12	第3 第4				設計変更時の資金調達費用	設計完了後の数量増減や発注者指示による工事範囲変更で割賦原価が変わる場合、建中金利、融資組成費用、割賦手数料も変更対象となるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 見積参考資料に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	見積参考資料 様式集及び記載要領						見積前提資料の公表 時期 様式17	見積参考資料には一部歩掛等について「11月中旬公表予定」との記載があります。第一次審査時に提出する見積書の対象項目との関係、追加資料の具体的な公表時期、追加資料を踏まえた見積修正の可否をご教示ください。	見積参考資料において「11月中旬公表予定」としている歩掛のうち、トンネル照明修正設計に係る歩掛については、参加表明者から徴取した見積を基に歩掛を策定し、令和8年11月4日に公表する予定です。なお、第一次審査時提出した見積の修正は認めません。
2	見積参考資料							小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業(施設更新業務)について、施工箇所所在の経費計算でよいかご教示願います。	施設更新業務の積算については、各事務所の所管区域ごとに施工箇所点在型積算を適用しています。
3	見積参考資料	8					施設更新業務	現場管理費の冬期補正に影響が大きいため施設更新業務の積算工期を御教示願います。 令和9年4月1日～令和13年3月31日となるかご教示願います。	積算工期は、令和9年3月30日～令和13年3月31日です。
4	見積参考資料							「予定価格の積算に使用する設計単価は、入札書提出期限日の月(令和8年12月)の市場価格としています。」とのことですが、12月号の販売日から12月2日まで、約6営業日程度しかありません。11月5日から入札書を受け付けるのでしたら、令和8年11月の市場価格を予定価格の積算に使用する設計単価とするべきではないでしょうか。	予定価格の積算に使用する設計単価については、入札書提出期限費の月である令和8年12月の市場価格を適用します。
5	見積参考資料							(工事監理業務) 2) 工事管理の直接人件費 1工事当たり 0.4人の根拠をご教示願います。	国土交通省のホームページ上で一般公開されている「工事監督支援業務積算基準」に基づいています。
6	見積参考資料							(工事監理業務) 2) 工事管理の直接人件費 の変更は可能かご教示願います。	工事監督支援業務積算基準に記載の事項からの変更はできません。
7	見積参考資料							小樽開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業(施設維持修繕業務)について、施工箇所所在の経費計算でよいかご教示願います。	施設維持修繕業務の積算については、各事務所の所管区域ごとに施工箇所点在型積算を適用しています。
8	見積参考資料							(施設維持修繕業務) 定期巡回(夜間) 労務費について、「深夜割増×1.25」とありますが、公共工事設計労務単価×1.5×1.25という認識でよいかご教示願います。	基準額×1.5となります。見積参考資料を修正します。
9	見積参考資料	1、3					施設維持修繕業務	施設維持修繕業務における巡回業務が1回あたり岩内道路事務所管内が5.66時間、小樽道路事務所管内が5.37時間となっていますが、巡回業務範囲(実施方針より道路延長492.5km)を時速44.7kmで走り続けなければなりません。1回あたり時間の算出根拠をご教示願います。	施設維持修繕業務における巡回延長は、対象となる道路照明の巡回を想定しており、実施方針に記載した道路延長とは異なります。なお、巡回時間は、時速30kmとして算出しています。
10	見積参考資料	1、3					施設維持修繕業務	施設維持修繕業務における「巡回業務」が1回あたり岩内道路事務所管内が5.66時間、小樽道路事務所管内が5.37時間となっています。 「巡回業務」は要求水準書46頁 2. 巡回業務より、(1)夜間巡回、(2)現地作業を行う記載となっておりますが、(1)夜間巡回における巡視以外の故障原因の調査及び軽微な修理等を行った場合は回数の加算及び別途工程等として設計変更対象としていただけるのでしょうか。 また、(2)現地作業を行った場合も回数の加算及び別途工程等として設計変更対象としていただけるのかご教示願います。	巡回費に含む作業については、不具合の原因調査及び機材の調達を要しない現地作業とします。本記載以外の補修等については、受発注者間の協議の上、道路照明施設維持修繕業務の設計変更の対象となります。要求水準書を修正します。
11	見積参考資料	1、3					施設維持修繕業務	施設維持修繕業務の数量には俱知安開発事務所管内がありません。一方、施設更新業務には俱知安開発事務所管内のトンネル照明設備施工工程があり、要求水準書別紙2 道路照明施設一覧30頁のトンネル照明一覧表No.40には一般国道393号樺立トンネルが施設維持修繕業務対象となっております。俱知安開発事務所管内はどのような扱いとなるかご教示願います。	俱知安開発事務所管内については小樽道路事務所管内に含みます。
12	見積参考資料	1、3					施設維持修繕業務	要求水準書51頁 4. 道路照明台帳更新・管理業務より、道路管理データベースに係る道路施設基本データの作成を施設維持修繕業務にて行う工程が入っておりませんが、設計変更対象となるか御教示願います。	施設維持修繕業務において、道路管理データベースに係る道路施設基本データの作成が必要となった場合は、受発注者間の協議の上、設計変更の対象とします。
13	見積参考資料	最終頁					施設維持修繕業務 ○定期巡回(夜間)	見積参考資料最終頁の施設維持修繕業務○定期巡回(夜間)内訳につきまして、電工及び一般運転手の備考欄に「深夜割増×1.25」と記載されています。表記内容として「深夜割増1.5×1.25＝1.875倍の労務費補正として算出する」と「深夜割増を時間外割増と同じ1.25倍の労務費補正として算出する」のどちらとなるかご教示願います。	基準額×1.5となります。見積参考資料を修正します。